

# 岐阜県公報

第千九百四十三号  
平成二十年五月二日

(金曜日)

## 目次

告示

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し

(税務課) 三一九ページ

公示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

(環境生活政策課) 三一九

基本測量の実施

(用地課) 三二〇

公共測量の終了

(同) 三二〇

土地改良区役員の退任及び就任

(撰斐農林事務所) 三三〇

土地改良区の定款の変更認可

(同) 三三一

## 告示

岐阜県告示第三百四十一号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七百条の六の四第三項の規定により次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので告示する。

平成二十年五月二日

岐阜県知事 古田 肇

名 称	代表者氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	取消年月日
中津川石油株式会社	宮前 誠	中津川市手賀野二七四番地の三	平成二〇・三・三一

## 公示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第一項の規定により次のとおり公示する。

平成二十年五月二日

岐阜県知事 古田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十年四月十八日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人カルチャークラブえん

三代 表 者 の 氏 名 北牧 博盛

四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市古市場一〇一番地一五

五 定款に記載された目的 この法人は、地域住民・とくに現役を引退した方たちに対して健康で希望の持てる豊かな老後を送るため、自己啓発や生きがいづくりの機会や場、情報を提供する事業を行い、地域交流や文化・芸術・スポーツの振興、及び明るいまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省  
国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成二十年五月二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省国土地理院

二 作業種類

基本測量（精密測地網高度地域基準点測量作業）

三 作業期間

平成二十年五月十二日から

同 年十二月二十六日まで

四 作業地域

高山市、関市、中津川市、恵那市、各務原市、飛騨市、郡上市、下呂市及び加茂郡  
白川町

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条  
第二項の規定により御嵩町長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、

同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十年五月二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

御嵩町

二 作業種類

公共測量（確測基準点測量及び確定測量図作成）

三 作業期間

平成十九年六月一日から

同 年七月三十日まで

四 作業地域

可児郡御嵩町大久後地区

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次の  
とおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規  
定により公示する。

平成二十年五月二日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区 退任年月日 役名 氏名 住所

揖東土地改良区 平成一九・〇・二 理事 松久嘉典 揖斐郡大野町大字野一三三七番地一

就任した役員

土地改良区 就任年月日 役名 氏名 住所

揖東土地改良区 平成 二〇・五・二六 理事 水野芳晴 揖斐郡大野町大字野 一二八三番地

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十年五月二日

岐阜県知事 古田 肇

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
揖 西 用 水 土 地 改 良 区	平 成 二 〇 ・ 五 ・ 二

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十年五月二日

岐阜県知事 古田 肇

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
粕 川 一 ノ 井 水 土 地 改 良 区	平 成 二 〇 ・ 五 ・ 二

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十年五月二日

岐阜県知事 古田 肇

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
揖 東 土 地 改 良 区	平 成 二 〇 ・ 五 ・ 二

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十年五月二日

岐阜県知事 古田 肇

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
真 桑 井 水 更 地 方 土 地 改 良 区	平 成 二 〇 ・ 五 ・ 二

平成二十年五月二日印刷  
平成二十年五月二日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

印刷者  
印刷所  
定価一か年  
四八、〇〇〇円(送料共(消費税二、二八六円を含む))  
岐阜市三輪ふりとびあ十三一  
岐阜市三輪ふりとびあ十三一  
岐阜県尾文芸社